

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など 【広域連合】

①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

⇒第9期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、応能負担により保険料を設定しています。また、介護保険給付費等準備基金を活用し、保険料基準月額を565円の軽減を図っています。第10期事業計画の策定に向けて、国の動向を注視するとともに、介護保険給付費等準備基金の活用や応能負担による保険料設定を検討しています。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
⇒応能負担の考え方や介護保険制度の財源への影響等を鑑みて慎重に検討する必要があります。
- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
⇒介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。
- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。
⇒グループホームの入居者のうち、家賃等の費用負担が困難な低所得者を対象に利用者負担額の軽減を行っています。

(2)介護保険サービス 【広域連合】

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。
⇒利用者の状態と多様な生活支援・介護予防サービスの内容とを総合的に考慮して、従前相当サービスが必要な方に対し、当該サービスを提供しています。また、国が定める基準により報酬単価を設定しています。
- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。
⇒広域連合管内の中山間地域の実情を踏まえて検討していきます。
- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。
⇒介護保険制度に基づき、適切に対応しています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備 【広域連合・①の一部は町村】

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。
⇒国により措置されるべきものであると考えており、国の報酬改定の動向を注視していきます。(設楽町においては町内唯一の訪問介護事業所の運営に対しては補助金を交付しています。また、郡内特別養護老人ホームの一部事業に対しては郡内町村が補助金等で支援しています。)
- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。
⇒施設サービス等の整備は第9期事業計画に基づいて進めています。
- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。
⇒ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

★(4)介護人材確保 【広域連合】

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

⇒介護人材の確保を図るため、介護の資格を持たない求職者と介護人材を求める介護事業所等をつなぐ人材マッチング事業を行っています。また、介護人材の定着については、就労支援に係る費用を助成したほか、人材が定着しやすい職場づくりに向け、介護職員の階層別研修を東三河地域の複数会場で実施しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

⇒現時点では、広域連合として一人夜勤の禁止や財政支援の実施を予定しておりません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

⇒介護保険法に基づき、適切な人員配置等を行うよう指導しています。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

⇒第10期事業計画の策定に向けた調査に合わせて実施しています。

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

⇒補聴器購入助成制度は既に実施済みです。助成内容の充実は助成を受けた方の追跡調査を踏まえて検討することになります。なお、無料検診事業は健診基準等の課題をクリアする必要があることから現時点では検討の段階です。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

⇒福祉移送サービスを既に実施済みですが、充実には支援人材の確保が必要です。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

⇒郡内町村と共催している啓発事業等の状況を踏まえ、関係部署等と検討します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

⇒地域の実情を踏まえつつ、関係部署等と検討します。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

⇒郡内町村と共催している啓発事業等の状況を踏まえ、関係部署等と検討します。

(7)第10期介護保険事業計画の作成 【広域連合】

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

⇒介護保険事業運営委員会において、会議は原則公開としており、その上で議事録をホームページで公開しています。また、委員に被保険者の公募枠を設けると共に、パブリックコメントを実施することで、広く住民の意見を聞く機会を設けています。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

⇒人口の推移のほか、広域連合管内の地域の実情、サービスの利用実績等も勘案

して、第10期事業計画期間中に必要十分な量・質のサービスが確保できるよう調査検討を進めています。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。
⇒現状を踏まえ、必要に応じて、関係部署と検討していきます。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
⇒国保の財政運営上、必要に応じて引き上げを行わないと安定的な運営が行えない状況です。基金を活用して被保険者の負担軽減を図りながらも、運営に支障が生じない料率の検討をしていきます。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。
⇒保険料が上がり過ぎないように計画的に使っていきます。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
⇒これまでの減免規則が被保険者の方に対して適用しづらいものだったため、令和8年度から減免規則を改定しました。所得のみが要件ではありませんが、災害、失職、病気等に対応した整備を行いました。
- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
⇒基金を活用して18歳までの子どもの均等割半額を実施しています。
- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。
⇒国保の財政状況が厳しいため、難しい状況です。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
⇒滞納世帯への対応は法律の範囲内で行いますが、医療費に対する対応よりも、各世帯それぞれの生活状況等を考慮した納付相談が先決と認識しております。なお、現時点で資格証明書の交付はありません。
- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
⇒納付相談を行い、困難な場合は、猶予、分納も認めています。状況次第で停止も検討に入れています。その他、今年度は多重債務者に対する無料弁護士相談も行っています。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
⇒差し押さえの際は法令を遵守して行います。なお、基本的に差押業務自体は東三河広域連合への移管後に行うことにしています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。
⇒料率統一は、特に小規模市町村にとっては財政安定化の観点から必要であるものと認識しています。
- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。
⇒料率統一は料率のみならず、関連する給付や減免制度についても統一されます。(実質的に財政力等で被保険者負担に差ができてしまいます)。そのため、今後の検討で前提にしないことは困難です。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。
⇒出産手当金制度は創設済です。傷病手当金は今後の検討課題です。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
⇒現在のところ、基準の変更は検討していません。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
⇒対象事業は広く周知するよう努めます。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。
⇒原則として資格確認書は申請によって交付されます。ただ、マイナ保険証を所持しながら障害を持つ方や施設入所している方などの要配慮者に対しては、事前に町から交付申請の案内をしています。この案内もあり、制度開始以降マイナ保険証による医療機関受診について特にご不満の声はいただいていない状況です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。
⇒設楽町では国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、住民お一人20,000円を「生活支援給付金」として支給しました。
- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。
- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。
- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体

としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

⇒上記②～④、⑥～⑫は、愛知県担当部局と連携して対応していきます。⑤は他自治体の低所得世帯に対するエアコン購入助成の状況を踏まえつつ、関係部署等と検討していきたいと考えています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

⇒上記①～③は、愛知県担当部局と連携して対応していきます。④は他自治体の低所得世帯に対するエアコン購入助成の状況を踏まえつつ、関係部署等と検討していきたいと考えています。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

⇒財政難のため、拡充は難しいですが、制度は存続していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

⇒課題を考察した上で関係部署等と検討していきたいと考えています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

⇒実施済です。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無

料としてください。

⇒課題を考察した上で関係部署等と検討していきたいと考えています。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

⇒実施済です。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。

⇒民間による居場所づくりの事例はありますが、支援は今後の検討課題です。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

⇒こども家庭センターは設置済です。兼任ですが、正規職員を配置しています。

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

⇒非課税世帯としています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

⇒財政難から拡充よりも維持に努めています。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請
できることを周知徹底してください。

⇒周知徹底に努めます。

★(3) 義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

⇒県補助金等を活用し、令和8年度は無償です。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

⇒教材費は無償化実施済です。

★(4) 就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

⇒国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年度は無償です。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

⇒保育園では自園調理を実施しています。

★(5) 子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が
加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村
は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

⇒対応済です。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環
境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してくだ

さい。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

⇒民間移管は現時点で実施しませんが、保育サービスの維持向上を目的に近い将来においては、1園に統合する予定です。なお、育児休業を取得した場合に保育施設を退園しなくてはならないということは現在ありません。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

⇒実地検査、実態把握は対応済です。監査職員は県職員であるため、町による職員の指定は困難です。

- ④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

⇒既存の公立保育園で令和8年4月から実施しています。町で保育士（会計年度任用職員）は確保していますが、現時点で利用者は0人です。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

⇒課題を考察した上で関係部署等と検討していきたいと考えています。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

⇒人材確保の課題もありますので、新たなグループホーム等の設置は難しい状況です。支援の在り方は今後の検討課題です。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

⇒課題を考察した上で関係部署等と検討していきたいと考えています。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

⇒当町の財政事情もあり、独自の加算は難しい状況ですが、支援の在り方は今後の検討課題です。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

⇒本人のご意向を丁寧に聞き取った上で障害福祉サービスの支給が必要と認められるものについては適切な支給をしています。

- 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

⇒支援の平均化は図りたいものの、人材確保の壁が大きく立ちふさがることから、格差を生じさせないことに繋がる整備計画の策定は極めて困難です。

- 3)移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

⇒当町の財政事情もあり、大幅な増額は難しい状況ですが、支援の在り方は今後の検討課題です。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

⇒該当する待機児童はいません。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

⇒当町に該当事業所は有りません。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

⇒自治体規模を踏まえ、関係部署と連携して対応していきます。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

⇒関係者(機関)による連絡会議を適宜開催することで支援に努めています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

⇒一律に介護保険優先とすることは行っていません。本人の意向に配慮した上で障害福祉サービスの支給が適切と認められるものについて利用をしていただいています。

7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

⇒自己負担2分の1を継続しつつ、状況を踏まえながら、今後検討していきます。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

⇒おたふくかぜワクチンの助成は既に2回接種です。子どもや障害者のインフルエンザワクチンは全額助成です。50歳以上の带状疱疹ワクチンは定期接種同様の半額助成を実施しています。高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性対象のHPVワクチンの自己負担無料化は情報収集しつつ、今後検討していきます。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

⇒2回に拡充済です。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

⇒令和7年度から実施済です。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

⇒実施済です。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

⇒常勤とはせず、乳幼児健診等の際に歯科衛生士を雇用しています。

9. 地域の保健・医療

- ①公立病院の経営形態を維持してください。
⇒当町は診療所のみです。
- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。
⇒医師は愛知県へき地医療機構と連携して確保に努めています。看護師は町内医療機関の意見を伺いながら、人事所管課と協議して確保に努めています。
※当町独自は上記のみですが、広域市町村圏域での対策、制度が別途あります。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上